

寒川町下水道事業の財務に関する特例を定める規則新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 出納取扱金融機関等 (第3条・ <u>第4条</u>)	第2章 出納取扱金融機関等 (第3条 _____)
第3章 (略)	第3章 (略)
第1節 伝票 (<u>第5条～第7条</u>)	第1節 伝票 (<u>第4条～第6条</u>)
第2節 帳簿 (<u>第8条～第12条</u>)	第2節 帳簿 (<u>第7条～第11条</u>)
第3節 勘定科目 (<u>第13条</u>)	第3節 勘定科目 (<u>第12条</u>)
第4章 (略)	第4章 (略)
第1節 収入 (<u>第14条～第19条</u>)	第1節 収入 (<u>第13条～第18条</u>)
第2節 支出 (<u>第20条～第34条</u>)	第2節 支出 (<u>第19条～第33条</u>)
第5章 預り金及び預り有価証券 (<u>第35条～第38条</u>)	第5章 預り金及び預り有価証券 (<u>第34条～第37条</u>)
第6章 物品 (<u>第39条～第43条</u>)	第6章 物品 (<u>第38条～第42条</u>)
第7章 (略)	第7章 (略)
第1節 通則 (<u>第44条</u>)	第1節 通則 (<u>第43条</u>)
第2節 取得 (<u>第45条～第53条</u>)	第2節 取得 (<u>第44条～第52条</u>)
第3節 管理及び処分 (<u>第54条～第56条</u>)	第3節 管理及び処分 (<u>第53条～第55条</u>)
第4節 減価償却 (<u>第57条・第58条</u>)	第4節 減価償却 (<u>第56条・第57条</u>)
第8章 リース会計 (<u>第59条</u>)	第8章 リース会計 (<u>第58条</u>)
第9章 予算 (<u>第60条～第65条</u>)	第9章 予算 (<u>第59条～第64条</u>)
第10章 決算 (<u>第66条～第69条</u>)	第10章 決算 (<u>第65条～第68条</u>)
第11章 契約 (<u>第70条</u>)	第11章 契約 (<u>第69条</u>)
第12章 雑則 (<u>第71条・第72条</u>)	第12章 雑則 (<u>第70条・第71条</u>)
～略～	～略～
(担保)	(削る)
第4条 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、 <u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)</u> 第22条の3第2項の規定により有価証券その他の町長が <u>適当と認めるものを提供しなければならない。</u>	(削る)
(会計伝票の発行)	(会計伝票の発行)
第5条 (略)	第4条 (略)
(会計伝票の種類)	(会計伝票の種類)
第6条 (略)	第5条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(会計伝票の整理及び保存)	(会計伝票の整理及び保存)

第7条 (略)

(帳簿の種類及び保管)

第8条 (略)

2 (略)

(帳簿の記載)

第9条 (略)

(総勘定元帳及び内訳簿の記帳)

第10条 総勘定元帳は、第13条に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)について口座を設け、第7条の規定により整理された日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第13条に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により1件ごとに記帳するものとする。

(科目の更正)

第11条 (略)

(帳簿の照合)

第12条 (略)

(勘定科目)

第13条 (略)

2 (略)

(収入の調定)

第14条 (略)

2・3 (略)

(領収書の交付)

第15条 (略)

(収納金の取扱い)

第16条 (略)

2～4 (略)

(収入伝票の発行等)

第17条 (略)

2 (略)

(過誤納金の還付)

第18条 (略)

2 第21条及び第32条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

(不納欠損)

第19条 (略)

(支出負担行為等)

第6条 (略)

(帳簿の種類及び保管)

第7条 (略)

2 (略)

(帳簿の記載)

第8条 (略)

(総勘定元帳及び内訳簿の記帳)

第9条 総勘定元帳は、第12条に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)について口座を設け、第6条の規定により整理された日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第12条に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により1件ごとに記帳するものとする。

(科目の更正)

第10条 (略)

(帳簿の照合)

第11条 (略)

(勘定科目)

第12条 (略)

2 (略)

(収入の調定)

第13条 (略)

2・3 (略)

(領収書の交付)

第14条 (略)

(収納金の取扱い)

第15条 (略)

2～4 (略)

(収入伝票の発行等)

第16条 (略)

2 (略)

(過誤納金の還付)

第17条 (略)

2 第20条及び第31条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

(不納欠損)

第18条 (略)

(支出負担行為等)

第20条 (略)

2 (略)
(支払伝票の発行)

第21条 (略)

2～5 (略)
(資金前渡の範囲)

第22条 (略)

(資金前渡を受ける職員)

第23条 資金前渡を受ける職員は、下水道課長とする。ただし、下水道課長が特に必要があると認めるときは、下水道課長が指定するものを資金前渡を受ける職員とすることが出来る。

2 (略)
(概算払の範囲)

第24条 (略)

(前金払の範囲)

第25条 (略)

(資金前渡、概算払及び前金払)

第26条 第21条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。この場合において、下水道課長は、経過勘定整理簿に記帳しなければならない。

2・3 (略)
(隔地払)

第27条 (略)

2 (略)
(隔地払期間の徒過)

第28条 (略)

2 第17条の規定は、前項の場合について準用する。
(口座振替の申出)

第29条 (略)

(口座振替のできる金融機関)

第30条 (略)

(口座振替手続等)

第31条 (略)

2 (略)
(領収書等の徴収)

第32条 (略)

2 (略)

第19条 (略)

2 (略)
(支払伝票の発行)

第20条 (略)

2～5 (略)
(資金前渡の範囲)

第21条 (略)

(資金前渡を受ける職員)

第22条 資金前渡を受ける職員は、下水道課長とする。ただし、下水道課長が特に必要があると認めるときは、下水道課長が指定するものを資金前渡を受ける職員とすることができる。

2 (略)
(概算払の範囲)

第23条 (略)

(前金払の範囲)

第24条 (略)

(資金前渡、概算払及び前金払)

第25条 第20条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。この場合において、下水道課長は、経過勘定整理簿に記帳しなければならない。

2・3 (略)
(隔地払)

第26条 (略)

2 (略)
(隔地払期間の徒過)

第27条 (略)

2 第16条の規定は、前項の場合について準用する。
(口座振替の申出)

第28条 (略)

(口座振替のできる金融機関)

第29条 (略)

(口座振替手続等)

第30条 (略)

2 (略)
(領収書等の徴収)

第31条 (略)

2 (略)

(過誤払金の回収)

第33条 (略)

2 (略)

3 第17条の規定は、過誤払金を回収する場合について準用する。

(債務免除等)

第34条 (略)

(預り金)

第35条 (略)

(預り金の受入れ及び払出し)

第36条 (略)

(預り有価証券)

第37条 (略)

2 (略)

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第38条 (略)

(物品の管理)

第39条 (略)

2・3 (略)

(物品の種類等)

第40条 物品 (第44条に規定する固定資産を除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる種類により区分する。

(1)・(2) (略)

(購入の検査)

第41条 (略)

(不用備品の処分)

第42条 (略)

(事故報告)

第43条 (略)

(固定資産の範囲)

第44条 (略)

(取得価額)

第45条 (略)

(購入)

第46条 (略)

2 (略)

(交換)

第47条 (略)

2 (略)

(無償譲受け)

(過誤払金の回収)

第32条 (略)

2 (略)

3 第16条の規定は、過誤払金を回収する場合について準用する。

(債務免除等)

第33条 (略)

(預り金)

第34条 (略)

(預り金の受入れ及び払出し)

第35条 (略)

(預り有価証券)

第36条 (略)

2 (略)

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第37条 (略)

(物品の管理)

第38条 (略)

2・3 (略)

(物品の種類等)

第39条 物品 (第43条に規定する固定資産を除く。以下この章において同じ。)は、次に掲げる種類により区分する。

(1)・(2) (略)

(購入の検査)

第40条 (略)

(不用備品の処分)

第41条 (略)

(事故報告)

第42条 (略)

(固定資産の範囲)

第43条 (略)

(取得価額)

第44条 (略)

(購入)

第45条 (略)

2 (略)

(交換)

第46条 (略)

2 (略)

(無償譲受け)

第48条 (略)

2 (略)

(工事の施行)

第49条 (略)

2 (略)

(固定資産の検収)

第50条 (略)

(取得の報告)

第51条 (略)

2 (略)

(建設改良工事の精算)

第52条 (略)

2 (略)

(建設仮勘定)

第53条 (略)

2・3 (略)

(事故報告)

第54条 (略)

(売却等)

第55条 (略)

2 (略)

(売却等に関する報告)

第56条 (略)

(減価償却の方法)

第57条 (略)

(減価償却の特例)

第58条 (略)

(リース会計に係る会計処理)

第59条 ファイナンス・リース取引のうちリース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る会計処理は、当該リース物件について第44条第1号キ及び第2号オの規定の適用がないものとして、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

(予算見積書等の提出)

第60条 (略)

(補正予算)

第61条 (略)

(予算の執行)

第62条 (略)

第47条 (略)

2 (略)

(工事の施行)

第48条 (略)

2 (略)

(固定資産の検収)

第49条 (略)

(取得の報告)

第50条 (略)

2 (略)

(建設改良工事の精算)

第51条 (略)

2 (略)

(建設仮勘定)

第52条 (略)

2・3 (略)

(事故報告)

第53条 (略)

(売却等)

第54条 (略)

2 (略)

(売却等に関する報告)

第55条 (略)

(減価償却の方法)

第56条 (略)

(減価償却の特例)

第57条 (略)

(リース会計に係る会計処理)

第58条 ファイナンス・リース取引のうちリース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る会計処理は、当該リース物件について第43条第1号キ及び第2号オの規定の適用がないものとして、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行うものとする。

(予算見積書等の提出)

第59条 (略)

(補正予算)

第60条 (略)

(予算の執行)

第61条 (略)

(流用及び予備費使用の手続)

第63条 (略)

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する

(予算超過の支出)

第64条 (略)

2 (略)

(予算の繰越し)

第65条 (略)

2 (略)

(決算の調製)

第66条 (略)

(決算整理)

第67条 (略)

(帳簿の締切り)

第68条 (略)

(決算報告書等の提出)

第69条 (略)

(契約)

第70条 (略)

(経理状況の報告)

第71条 (略)

(補則)

第72条 (略)

(流用及び予備費使用の手続)

第62条 (略)

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第63条 (略)

2 (略)

(予算の繰越し)

第64条 (略)

2 (略)

(決算の調製)

第65条 (略)

(決算整理)

第66条 (略)

(帳簿の締切り)

第67条 (略)

(決算報告書等の提出)

第68条 (略)

(契約)

第69条 (略)

(経理状況の報告)

第70条 (略)

(補則)

第71条 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。